

平成 27 年(行)第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄外

被告 国

2017 年(平成 29 年)5 月 22 日

長崎地方裁判所 御中

## 治水面に係る原告ら主張の要旨

原告ら訴訟代理人 弁護士 平山博久

### 第 1 はじめに

これまでの審理で明らかとなった点は、長崎県は石木ダムを建設するという結論ありきの方針に基づいて、客観的事実を歪めて事業認定申請をしており、そのような手法によらなければ治水面における形式的必要性すら作り出すことができなかった、というものです。これから各論に入りますが、今申し上げた点は、利水面・治水面に共通して指摘できることです。

### 第 2 計画規模の異常性

#### 1 長崎県は、川棚川の下流部につき計画規模を 1 / 100 としています。

そしてこの計画規模は石木ダム建設という結論ありきで設定されたものであり、客観的基準に従い、合理的に導き出されたものではありません。

そのことは、①国土交通省河川砂防技術基準において全国的バランスが求められる計画規模の一般的・全国的な評価基準から大きくかけ離れた評価基準を用いたこと、②最新のデータがあるにも関わらず、長崎県は、昭和 50 年当時の河道状況データを用いて想定氾濫面積の計算をしたとしていること、③長崎県が使用した昭和 50 年当時の河道状況が当時の河道データを正確に反映したものであるかについて疑問があること、④平成 17 年当時の河道データを前提とすると計画規模はせいぜい 1 / 50 であること、⑤石木ダム建設が検討される前の下流の計画規模は上流と同じ 1 / 30 であったこと、⑥長崎県が過去に別の河川において、ダム計画が検討されるようになった途端、計画規模を変更する手段によってダムの必要性を作出し、実際にダムを建設したことがあったことなどに照らして明らかです。

2 計画規模を1 / 100とすることを前提として本件事業認定がなされておりますが、先ほど述べた通り、計画規模1 / 100という数値自体が虚構のものであって、客観性のない、石木ダムありきの恣意的数値です。

よって、その他の要素を検討するまでもなく石木ダムの必要性は皆無という他ありません。

### 第3 基本高水流量の異常性

1 次に、異常な数値であるとの指摘は先ほど述べた計画規模のみならず、長崎県が設定した1400 m<sup>3</sup>/秒という基本高水流量にも当てはまります。

すなわち、1400 m<sup>3</sup>/秒も石木ダム建設という結論ありきで設定された数字であり、客観的・合理的に導き出された数値ではありません。

2 それは、1400 m<sup>3</sup>/秒という数値を設定する上で、①9つの降雨パターンの検討において、1時間雨量が突出した1パターンを取り上げた点、②1時間の降雨強度を敢えて検討しておらず、引き伸ばし降雨を対象降雨から除外しなかった長崎県の姿勢に照らして明らかです。

その他、③上流部の計画規模は1 / 30であり、現実に長崎県が想定した1 / 100の降雨が現実に起こった場合には上流部分の流下能力流量を超えた水は川棚川の外部に越水するため、その下流である基準地点では水量が減少することが客観的に明らかであるところ、長崎県の計算では、上流部分が溢れないことを前提として下流部の基本高水流量を水増しさせる計算がなされています。

そこで、原告らは、第7準備書面において、この点に関する主張をした上で、長崎県が、上流部が越水しないことを前提とした計算をしていないというのであれば、その計算を明らかにすべく被告に釈明を求めたところ、今回の被告準備書面では、回答を拒絶しています。

この被告の回答拒絶は、原告らの主張、すなわち、①長崎県は想定降雨時に真実は溢れるはずの上流部において、溢れないことを前提とする方法によって基準地点における基本高水流量を水増しした、②現実の想定降雨時における下流部の流量は基本高水流量を下回る、との主張を認めたものに他なりません。

以上の通り、基本高水流量の計算においても、長崎県は石木ダム建設ありきの方針に基づき、恣意的に数値を操作して1400 m<sup>3</sup>/秒という異常値に設定したものであり、客観的・合理的な計算によって導きだされたものではありません。

3 そして、その1400 m<sup>3</sup>/秒という基本高水流量を前提に本件事業認定がなされているところ、これまで述べてきた通り、その基本高水流量は恣意的に設定された異常値ですから、その数値をもって石木ダムが必要ということではできません。

むしろ、長崎県がこのような手法をとることでは石木ダムの形式的必要性を作出できなかったこと、言い換えれば、石木ダムは客観的に不要であることが明らかとなったと言わねばならないのです。

#### 第4 石木ダムの効果について

- 1 まず、これまで起こった過去の洪水は全て予定されている河川整備計画が実施されれば、全て流下させることができます。
- 2 次に、仮に1400 m<sup>3</sup>/秒という異常値となる降雨があったとしても、野々川ダムで調整した後の1320 m<sup>3</sup>/秒を河川整備計画実施後の河道で現実に流下させることができ、計画堤防高から越流する箇所は一か所としてないことが客観的な計算によって明らかとなっております。
- 3 被告は、この点について、堤防余裕高の主張、計画高水位の主張をしておりますが、前者については法令上不要であること、後者については極めて限られた区間において生ずるに過ぎないことから河川改修及び河道掘削により対応が可能であり、原告らの個人の尊厳、社会生活の基盤を全面的に破壊してまでも、石木ダムが客観的に必要であるとは到底言うことができません。
- 4 また、過去の水害の原因・内容の検討が不十分であり、被告はこれに対して一般的・抽象的な反論しかしておりません。
- 5 代替案の検討も、結局のところ、異常な計画規模、異常な基本高水流量を基礎に大規模治水施設である石木ダムによる他ない、という前提で検討されたものに過ぎず、到底、法令が求める客観的な代替案の検討に値しないものです。

#### 第5 まとめ

これまで述べてきた通り、長崎県が、石木ダム建設ありきの方針に基づき、数字を恣意的に操作してダムの形式的必要性を作り上げてきたことは明らかです。

そのような石木ダムが、原告らの犠牲の上で作られることは到底許されることではなく、本事業認定は取り消されなければなりません。

以上